

「浪江町山林火災についての要請」に対する回答

【はじめに】

- 今回の林野火災については、帰還困難区域において発生し、消防団活動が制限されるなど、通常的林野火災とは異なる対応が求められたことから、その対応については、5月31日及び6月1日に、地元消防本部や国等とともに検証会議を開催し、消火方法や広域的な応援体制、資機材の配備状況などの課題を確認したところであります。

これらの課題を踏まえ、国に対しては、原発事故に伴う避難指示を発出した国が責任を持って、適切な財政負担や、国・県・市町村の役割分担、連携方策など必要な対策を講じるよう求めたところであります。

県としては、災害の長期化にも対応できるよう、広域消防応援計画の見直しを行い、双葉消防本部が策定中の林野火災活動要綱を踏まえた、大規模火災対応訓練を年度内に双葉郡内で実施していく予定です。

(1) 今回の山林火災を踏まえ、今後の山林火災防止策、延焼拡大防止策、住民の避難基準の策定はどのような計画で行われるのでしょうか。

【山林火災防止対策】

- 林野火災は、降水量が少なく、空気が乾燥した春先に多く発生しており、その原因は、たばこや、野焼きなど人的要因によるものが多く、消火には多くの困難を伴うことから、出火防止の徹底や、出火直後の早期対応が重要であります。

このため農山村地域の住民、入山者等に対する防火意識を高めるため、山火事防止パレードや広報誌等による林野火災の予防啓発活動に取り組むとともに、春先には巡視活動を強化しております。

さらに、今回の大規模な林野火災の発生を受け、これまでの予防啓発活動や、巡視活動を強化したところであり、引き続き、林野火災の未然防止に向け、市町村や消防、関係機関と連携し、しっかりと対応してまいります。

【延焼拡大防止対策について】

- 消防防災ヘリコプターによる空中消火については、隣接県からの航空相互応援に加え、大規模な林野火災では消防庁の広域航空消防応援により全国からの応援体制が整っております。さらに航空消防力が不足する場合は、自衛隊に派遣要請することになります。

【住民の避難基準について】

- 万が一、避難指示区域を越えて高い空間線量率が確認された場合には、原子力災害における防護措置に準じて屋内退避や一時移転等の措置をとることが妥当であると考えます。

(2) 今回の山林火災を踏まえ、緊急時の大気中浮遊塵放射能モニタリングの拡充についての県としての計画はどのようなものでしょうか。

- 今回の火災では、延焼地域周辺で追加のモニタリングを火災による影響がなくなるまでの間実施しました。今後も同様な火災が発生した場合、その規模等により必要なモニタリングを実施してまいります。

(3) 現在福島県が実施している県内49か所のエアダストサンプラ調査について、現在のデータ更新頻度はどのような基準で行っているのでしょうか。データ更新頻度を随時公開または更新頻度アップについての計画について明らかにしてください。

- 現在、大気浮遊じん調査は、サンプリングに1ヶ月、前処理・分析・解析に1ヶ月を要していることから、2ヶ月程度の更新間隔となっております。

(4) 県民、消火活動従事者に対する放射線防護の情報提供と防護策（例：外出を控える等）につき、今後の実施計画を明らかにして下さい。

- 帰還困難区域内の山林火災における様々な災害対応活動については、原発事故に伴う避難指示を発出した国が、責任を持ってその対応にあたるものと認識しており、国に対して県民を含めた広範囲な情報提供、必要とされる防護措置（退避、屋内退避等）等について示すよう求めています。
- 避難指示区域における消火活動従事者の活動については、「福島県広域消防相互応援協定に基づく避難指示区域内の広域応援活動方針」に基づき、防護資機材の着用や被ばく線量の管理等を行いながら、消火等の活動を行っております。

(5) 福島県が実施している月間降下物調査の地点が本年度から減っているように見受けられます。なぜ減らしたのかその理由を明らかにして下さい。大気中降下物調査は重要です。昨年通りの調査継続を要望しますがいかがでしょうか。

- 月間降下物調査は、事故前は2地点で実施しておりましたが、事故後に発電所から放出された放射性物質の降下量を調査する目的で、測定地点を26地点に増やして調査をしております。今年度からはこれまでの調査結果を踏まえ、数値が安定的に低い地点を除き、発電所監視に特化した調査に切り替え、発電所から30km圏内で方角を考慮し、12地点を選定して継続実施しております。

なお、放射性物質による人体への影響については、大気浮遊じんの測定地点を事故前の5地点から49地点に大幅に増加し、十分に評価できるよう体制を強化しております。